

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																	
<p>(目的)</p> <p>第2条 本補給金は、かつお・まぐろ漁業を取り巻く厳しい情勢に鑑み、かつお漁業者及びまぐろ漁業者に対し低利の経営資金又は定期検査に要する資金を融通する融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第4条 略</p> <p>(融資機関等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(貸付金の種類等)</u></p> <p>第6条 <u>貸付金の種類、利子補給対象、基準金利、利子補給率、貸付期間及び貸付限度額は、次の表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 経営資金</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利子補給対象 及び 貸付限度額</th> <th style="text-align: center;">利子補給対象</th> <th style="text-align: center;">貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>遠洋かつお漁船（120トン以上）</u></td> <td><u>9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>近海かつお漁船（20トン</u></td> <td><u>6,000万円、1経営体当</u></td> </tr> </tbody> </table>	利子補給対象 及び 貸付限度額	利子補給対象	貸付限度額		<u>遠洋かつお漁船（120トン以上）</u>	<u>9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり</u>		<u>近海かつお漁船（20トン</u>	<u>6,000万円、1経営体当</u>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本補給金は、かつお・まぐろ漁業を取り巻く厳しい情勢に鑑み、かつお漁業者及びまぐろ漁業者に低利の経営資金を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第4条 略</p> <p>(融資機関等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(融資対象貸付限度額及び貸付期間)</p> <p>第6条 この要綱によるかつお・まぐろ振興資金の融資に係る貸付期間及び貸付限度額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象漁船</th> <th style="text-align: center;">貸付限度額</th> <th style="text-align: center;">貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠洋かつお漁船（120トン以上）</td> <td>9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり6,000万円、1経営体当たり1億8,000万円）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1年以内</td> </tr> <tr> <td>近海かつお漁船（20トン以上120トン未満）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象漁船	貸付限度額	貸付期間	遠洋かつお漁船（120トン以上）	9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり6,000万円、1経営体当たり1億8,000万円）	1年以内	近海かつお漁船（20トン以上120トン未満）	
利子補給対象 及び 貸付限度額	利子補給対象	貸付限度額																
	<u>遠洋かつお漁船（120トン以上）</u>	<u>9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり</u>																
	<u>近海かつお漁船（20トン</u>	<u>6,000万円、1経営体当</u>																
対象漁船	貸付限度額	貸付期間																
遠洋かつお漁船（120トン以上）	9,000万円（複船経営体にあつては、1隻当たり6,000万円、1経営体当たり1億8,000万円）	1年以内																
近海かつお漁船（20トン以上120トン未満）																		

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

	<u>以上 120 トン未満)</u>	<u>たり 1 億 8,000 万円)</u>			
	<u>沿岸かつお漁船 (10 トン以上 20 トン未満)</u>	<u>1,000 万円</u>		沿岸かつお漁船 (10 トン以上 20 トン未満)	1,000 万円
	<u>遠洋まぐろ漁船 (120 トン以上)</u>	<u>次の 1 又は 2 のいずれか低い額</u> <u>1 1 隻当たり 1 億円</u> <u>2 1 経営体当たり 1 億 5,000 万円</u>		遠洋まぐろ漁船 (120 トン以上)	次の 1 又は 2 のいずれか低い額 1 1 隻当たり 1 億円 2 1 経営体当たり 1 億 5,000 万円
	<u>近海まぐろ漁船 (20 トン以上 120 トン未満)</u>	<u>3,000 万円</u>		近海まぐろ漁船 (20 トン以上 120 トン未満)	3,000 万円
	<u>沿岸まぐろ漁船 (10 トン以上 20 トン未満)</u>	<u>1,000 万円</u>		沿岸まぐろ漁船 (10 トン以上 20 トン未満)	1,000 万円
<u>基準金利</u>	<u>漁業近代化資金 3 月 1 日現在の基準金利</u>				
<u>利子補給率</u>	<u>1 パーセント以内とし、別途通知するものとする。</u> <u>ただし、基準金利と利子補給率の差 (以下「末端金利」という。) が 1 パーセントを下回る場合は、末端金利が 1 パーセントとなるまでの利子補給率とする。</u>				
<u>貸付利率</u>	<u>基準金利 - 利子補給率</u>				
<u>貸付期間</u>	<u>1 年</u>				
<u>(2) 定期検査資金</u>					

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

利子補給対象	<u>10 トン以上のかつお漁船及びまぐろ漁船が定期検査時に要する経費一式</u>	
貸付限度額	<u>5,000 万円</u> <u>(複船経営体は 1 隻当たり 5,000 万円、1 経営体当たり 1 億 5,000 万円)</u>	
基準金利	<u>高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第 7 条第 3 項で規定する貸付利率</u>	
利子補給率	<u>高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第 11 条で規定する市町村の利子補給率</u>	
貸付利率	<u>基準金利－利子補給率</u>	
貸付期間	<u>5 年以内 (据置 2 年以内)</u>	
<p>(貸付利率)</p> <p>第 7 条 <u>(削除)</u></p> <p>(利子補給率)</p> <p>第 8 条 <u>(削除)</u></p>		<p>(貸付利率)</p> <p>第 7 条 対象漁業者に対してかつお・まぐろ振興資金を融通する場合の貸付利率は、漁業近代化資金 3 月 1 日現在の基準金利を当該資金の基準金利として定め、別途通知するものとする。</p> <p>(利子補給率)</p> <p>第 8 条 かつお・まぐろ振興資金の利子補給率は、1 パーセント以内とし、別途通知するものとする。ただし、基準金利と利子補給率との差 (以下「末端金利」という。) が 1 パーセントを下回る場合は、末端金利が 1 パーセントとなるまでの利子補給率とする。</p>

<p><u>(融資機関の主導性)</u></p> <p><u>第7条 融資機関は、融資の対象者の決定等この要綱の目的を達成するため、融資対象者に対し適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(融資手続及び利子補給承認の申請)</p> <p><u>第8条 この要綱により、<u>経営資金</u>の融資を受けようとする者は別記第<u>1-1</u>号様式、<u>定期検査資金</u>の融資を受けようとする者は別記第<u>1-2</u>号様式による借入申込書に別紙を付して融資機関に対して申し込まなければならない。<u>また、借入申込書には、第2条及び第4条に規定する要件を証するに足りる書類を添えなければならない。</u></u></p> <p>2 借入申込みを受けた融資機関は、内容を十分審査の上、適当であると認めるものについては、借入申込書の写し、<u>別紙</u>及び約定償還表の写しを添付し、別記第2号様式による利子補給承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給承認通知)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(貸付の実行及び報告)</p> <p><u>第10条 融資機関は、前条の規定による利子補給承認の通知を受けてから貸付けを<u>実行しなければならない。</u></u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(繰上償還の報告)</p>	<p>(新設)</p> <p>(融資手続及び利子補給承認の申請)</p> <p>第9条 この要綱により、かつお・まぐろ振興資金の融資を受けようとする者は、別記第1号様式による借入申込書に別紙1及び別紙2を付して融資機関に対して申し込まなければならない。</p> <p>2 借入申込みを受けた融資機関は、内容を十分審査の上、適当であると認めるものについては、借入申込書の写し、別紙1及び別紙2並びに約定償還表の写しを添付し、別記第2号様式による利子補給承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給承認通知)</p> <p>第10条 略</p> <p>(貸付の実行及び報告)</p> <p>第11条 前条の利子補給承認の通知を受けた融資機関は、速やかに貸付けを実行しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(繰上償還の報告)</p>
---	---

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第 11 条 融資機関は、対象漁業者から貸付金の全部又は一部の繰上償還があった場合には、直ちに別記第 5 号様式による繰上償還報告書及び変更後の償還計画表の写しを知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 対象漁業者は、貸付期間終了の日から起算して 30 日以内に別記第 6 号様式による実績報告書を融資機関に提出しなければならない。

2 報告を受けた融資機関は、内容を十分審査の上、実績報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(事業完了確認)

第 13 条 第 6 条第 2 号に定める定期検査資金の貸付けを行った融資機関は、融資対象者に対し、別記第 7 - 1 号様式による事業完了届を提出させるとともに、完了状況を確認の上、別記第 7 - 2 号様式による事業完了確認報告書に前記事業完了届の写しを添え、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第 14 条 略

(利子補給の請求及び交付)

第 15 条 利子補給を受けようとする融資機関は、別記第 8 号様式による利子補給金請求書に別記第 9 号様式による利子補給金計算書を添付して、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

第 12 条 融資機関は、対象漁業者から貸付金の全部又は一部の繰上償還があった場合には、10 日以内に別記第 5 号様式による繰上償還報告書及び変更後の償還計画表の写しを知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 対象漁業者は、貸付期間終了の日から起算して 30 日以内に別記第 6 号様式による実績報告書を融資機関に提出しなければならない。

2 報告を受けた融資機関は、内容を十分審査の上、実績報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(新設)

(関係書類の保存)

第 14 条 略

(利子補給の請求及び交付)

第 15 条 利子補給を受けようとする融資機関は、別記第 7 号様式による利子補給金請求書に別記第 8 号様式による利子補給金計算書を添付して、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>2 略</p> <p>3 知事は、<u>第1項</u>の利子補給金請求書が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p><u>(利子補給の打切り等)</u></p> <p><u>第16条 知事は、融資対象者が、貸付金をその目的以外に使用したとき、虚偽の申請により借り入れたとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給金の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、融資機関の責任により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。</u></p> <p>(利子補給契約)</p> <p>第17条 <u>第15条の利子補給については、知事が当該融資機関との間で締結する利子補給契約により行うものとし、利子補給契約書は、知事が別に定めるものとする。</u></p> <p>(書類の検査及び報告)</p> <p>第18条 知事は、必要があると認めるときは、<u>融資対象者及び融資機関に係る関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、融資対象者及び融資機関は、これに協力しなければならない。</u></p> <p>(利子補給金の返還等)</p>	<p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の利子補給金請求書が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補給金の交付の決定の取消し)</p> <p>第16条 知事は、補助事業者（又は間接補助事業者）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(利子補給契約)</p> <p>第17条 県と融資機関との間で締結する利子補給契約書は、知事が別に定める。</p> <p>(書類の検査及び報告)</p> <p>第18条 知事は、必要があると認めるときは、対象漁業者及び融資機関の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。</p> <p>(利子補給金の返還等)</p>
---	--

<p>第 19 条 <u>(削除)</u></p> <p>(加算金及び延滞金)</p> <p><u>第 19 条</u> 融資機関は、<u>第 16 条第 2 項</u>の規定による利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(情報の開示)</p> <p><u>第 20 条</u> 略</p> <p>(補則)</p> <p><u>第 21 条</u> 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第 22 条</u> この要綱に定めるもののほか、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>(附則) 略</p>	<p>第 19 条 略</p> <p>(加算金及び延滞金)</p> <p>第 20 条 融資機関は、前条第 1 項の規定による利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第 22 条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(附則) 略</p>
--	---

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第15条、第16条関係）

1～10 略

別表（第15条、第16条関係）

1～10 略





高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第 1-1 号様式 (3 枚目)

第 1-1 号様式 (3 枚目)				
1 所有船の操業計画				
船 名	主な操業海域	航 海 期 間	水揚トン数	水揚高(千円)
2 事業計画の内訳 (単位：千円)				
燃 料 費		内 訳		
餌 料 費				
そ の 他 材 料 費				
労 務 費			日本人	外国人
修 理 費				
そ の 他 保 険 料 等				
そ の 他 一 般 管 理 費 等				
借 入 金 利 子				
3 添付資料				
近海かつお漁船 (20トン以上)		直近年の損益計算書及び貸借対照表		
近海まぐろ漁船 (20トン以上)		直近年の損益計算書及び貸借対照表		
遠洋まぐろ漁船 (120トン以上)		直近年の損益計算書並びに貸借対照表及び航海収支実績		

第 1 号- 2 (別紙 1)

別紙 1				
1 所有船の操業計画				
船 名	主な操業海域	航 海 期 間	水揚トン数	水揚高(千円)
2 事業計画の内訳 (単位：千円)				
燃 料 費		内 訳		
餌 料 費				
そ の 他 材 料 費				
労 務 費			日本人	外国人
修 理 費				
そ の 他 保 険 料 等				
そ の 他 一 般 管 理 費 等				
借 入 金 利 子				
3 添付資料				
近海かつお漁船 (20トン以上)		直近年の損益計算書及び貸借対照表		
近海まぐろ漁船 (20トン以上)		直近年の損益計算書及び貸借対照表		
遠洋まぐろ漁船 (120トン以上)		直近年の損益計算書並びに貸借対照表及び航海収支実績		

第1-2号様式（第8条関係）

（新設）

別記  
第1-2号様式（第8条関係）  
高知県かつお・まぐろ漁業振興資金（定期検査資金）借入申込書

御中

申込年月日	年	月	日
住 所	TEL ( )		
ふりがな 氏名 ※ 1			
生年月日 ※ 2			
所属漁協 ※ 3			

下記のとおり高知県かつお・まぐろ漁業振興資金を借り入れたいので、申し込みます。

借入申込金額	千円	元金償還方法	年据置後	年均等払 年不均等払
貸付金の種類	定期検査資金	元金償還期日	第1回	年 月 日
借入希望時期	年 月 日		最 終	年 月 日
協会保証	有 無	元金償還額	第1回 以後	千円 千円
県制度資金 既往借入残高		利息の 支払期日	借入後 毎年 月 日	

(注)不均等払の場合、償還予定表を添えてください。

事業 計画	漁業種類	施設の内容 (規模・能力・構造等)	事 業 費	着工予定 時期
			項 目	
			金 額	
	千円			
	事業種類			竣工予定 時期
			計	

(注)「施設の内容」欄には定期検査・中間検査のどちらかを記入してください。

資金 計画	資金調達						
	所要資金	借入金		補助金	自己資金		その他
		本件 借入金	その他 借入金	国・県 市町村	現・預金	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

注 (1) 漁業種類を証する漁業許可証を添付して下さい。  
 (2) 県税の滞納がない旨を証する「納税証明書」又は県税の納税義務がない旨の「申立書」を添付して下さい。  
 (3) 事業費を証する見積書等を添付して下さい。

第1-2号様式(2枚目)

(新設)

第1-2号様式(2枚目)		(氏名)						
償還計画	年間償還金 (元金合計最高時)	本件借入金						
		その他長期借入金						
		計						
	償還財源	収支計画のFの金額+減価償却費						
借入申込者の財産状況(年月末現在) ※4	資 産		負 債					
	預貯金	千円	借入金計		千円			
			借入先	資金名	内容	残高		
	漁船							
	漁具							
	機器							
	その他							
	田畑		支払手形					
	宅地		未払金					
	建物		その他					
その他		小計						
小計	千円	小計						
差引純財産								
漁船	登録番号	トン数	馬力数	進水年月	保証人			
					担保物件			
家族構成 ※5	氏名	続柄	年齢	職業	氏名	続柄	年齢	職業
(注) 法人の場合は、※の項目には次の事項を記入してください ※1 法人名及び代表者の役職・氏名 ※2 設立年月日 ※3 該当ない場合は「該当なし」と記載 ※4 貸借対照表の主な項目に変更し、記入 ※5 役員構成								

第1-2号様式(3枚目)

(新設)

第1-2号様式(3枚目)							
高知県かつお・まぐろ漁業振興資金申込添付書類							
収支計画の明細( 年 月～ 年 月)							
氏名							
		科 目	金 額	備 考			
漁業部門	収入	水 揚 高					
		合 計 (A)					
	支出	水 揚 手 数 料					
		燃 料 費					
		漁 具 費					
		飼 料 費					
		水 代					
		人 件 費					
		修 理 費					
		漁 船 保 険 料					
		支 払 利 息					
		そ の 他					
減 価 償 却 費							
合 計 (B)							
		差引損益 A - B = (C)					
漁業以外収支	収入						
	支出						
			差引損益 (D)				
家計費等	家 計 費						
	公 租 公 課 費						
	そ の 他						
	合 計 (E)						
		経常損益 (C + D - E) = (F)					
過去3か年間の水揚げ並びに収支実績							
年度別	水揚数量	水揚高	経費	損益	漁業外収支	備考	

第1-2号様式(4枚目)

(新設)

第1-2号様式(4枚目)  
過去3年間の魚種別水揚げ高

氏名  
使用漁船のトン数又は施設の規模

	漁業種別	魚種	数量	金額	備考
年度 (年月 ~年月)		類	kg	千円	
		その他			
	合計		kg	千円	
年度 (年月 ~年月)		類	kg	千円	
		その他			
	合計		kg	千円	
年度 (年月 ~年月)		類	kg	千円	
		その他			
	合計		kg	千円	
3か年平均			kg	千円	

上記のとおり水揚げ台帳と相違ありません。  
年 月 日

組 合 名  
代表者氏名

第1-2号様式 (5枚目)

(新設)

第1-2号様式 (5枚目)					
連帯保証人資産負債状況等					
年 月 日現在					
住 所					
ふりがな 氏 名	( 年 月 日 歳)				
職 業		年収	千円	続柄	
資 産			負 債		
区分	金額	摘要	区分	金額	摘要
現 金			長期借入金		
預 貯 金					
売 掛 金					
漁 船					
漁 具			短期借入金		
機 器					
その他施設					
山 林			支 払 手 形		
田 畑			未 払 金		
宅 地			そ の 他		
建 物					
そ の 他					
合 計 (A)			合 計 (B)		
差引純資産 (A) - (B)			千円		



高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

別紙

別紙（第8条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の受給に当たり、高知県に対する下記の  
税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報  
の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について関係機関に提供すること  
に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該利子補給金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及  
びこれに伴う利子補給金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者氏名（自署）

第1号-3（別紙2）

別紙2（第9条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の受給に当たり、高知県に対する下記の  
税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報  
の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について関係機関に提供すること  
に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該利子補給金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及  
びこれに伴う利子補給金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者氏名（自署）

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第2号様式（第8条関係）

第2号様式（第8条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

融資機関名

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金の貸付について利子補給を受けたいので、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第8条第2項の規定により、申請します。

貸付の相手方	貸付予定額	資金使途	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	備考
	円			%	%		
合計							

【添付書類】

- 県税の滞納がない旨を証する「納税証明書」又は県税の納税義務がない旨の「申立書」
- 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙誓約書兼同意書）
- 漁業種類を証する漁業許可証
- 定期検査資金の場合、事業費を証する見積書等

第2号様式（第9条関係）

第2号様式（第9条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

融資機関名

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金の貸付について利子補給を受けたいので、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第9条第2項の規定により、申請します。

貸付の相手方	貸付予定額	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	備考
	円		%	%		
合計						

【添付書類】

- 県税の滞納がない旨を証する「納税証明書」又は県税の納税義務がない旨の「申立書」
- 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙誓約書兼同意書）

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第3号様式（第9条関係）

第3号様式（第9条関係）

高知県指令

号様

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給承認書

年 月 日付けで申請のありました高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給承認申請は、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第9条の規定により下記のとおり承認します。

年 月 日

高知県知事

貸付の相手方 利子補給対象者	利子補給対象額	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	備考
	円		%	%		
合計						

第3号様式（第10条関係）

第3号様式（第10条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給承認書

融資機関名

貸付の相手方 利子補給対象者	利子補給対象額	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	償還期限	備考
	円		%	%		
合計						

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第4号様式（第10条関係）

第4号様式（第10条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金貸付実行報告書

年 月 日

高知県知事 様

融資機関名

利子補給対象者名	利子補給承認額	貸付実行額	貸付実行年月日	償還期限	協会保証の有無	備考
	円	円				
合計						

第4号様式（第11条関係）

第4号様式（第11条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金貸付実行報告書

年 月 日

高知県知事 様

融資機関名

利子補給対象者名	利子補給承認額	貸付実行額	貸付実行年月日	償還期限	協会保証の有無	備考
	円	円				
合計						

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第5号様式（第11条関係）

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金  
繰上償還報告書

融資機関名

年 月 日付け 高水政第 号により利子補給承認がありましたこと  
については、貸付金の（全部・一部）が繰上償還となりましたので、高知県かつお・まぐろ  
漁業振興資金利子補給要綱第11条の規定により報告します。

記

貸付先	
承認金額 (貸付金額)	
貸付実行日	
既償還額	
今回繰上償還額	
繰上償還日	
残額	

(注)一部繰上償還については変更後の償還計画表を添付すること。

第5号様式（第12条関係）

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金  
繰上償還報告書

融資機関名

年 月 日付け 高水政第 号により利子補給承認がありましたこと  
については、貸付金の（全部・一部）が繰上償還となりましたので、高知県かつお・まぐろ  
漁業振興資金利子補給要綱第12条の規定により報告します。

記

貸付先	
承認金額 (貸付金額)	
貸付実行日	
既償還額	
今回繰上償還額	
繰上償還日	
残額	

(注)一部繰上償還については変更後の償還計画表を添付すること。

第6号様式 (第12条関係)

第6号様式 (第12条関係)				
実績報告書				
1 所有船の操業実績				
船名	主な操業海域	航海期間	水揚トン数	水揚高 (千円)
2 事業実績の内訳 (単位:千円)				
燃料費		内 日本人 外国人		
飼料費				
その他 材料費				
労務費				
修理費				
その他 保険料等				
その他 一般管理費等				
借入金利子				

第6号様式 (第13条関係)

第6号様式 (第13条関係)				
実績報告書				
1 所有船の操業実績				
船名	主な操業海域	航海期間	水揚トン数	水揚高 (千円)
2 事業実績の内訳 (単位:千円)				
燃料費		内 日本人 外国人		
飼料費				
その他 材料費				
労務費				
修理費				
その他 保険料等				
その他 一般管理費等				
借入金利子				

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

第7-1号様式

(新設)

第7-1号様式(第13条関係)

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金事業完了届

年 月 日

様

借入者 住所  
氏名

より高知県かつお・まぐろ漁業振興資金を借入れ、その資金による事業が完了しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

利子補給承認内容	年 月 日第 号	借入年月日	年 月 日			
	円	借入金額	円			
事業開始年月日	当初予定 年 月 日	事業完了年月日	当初予定 年 月 日			
	実 際 年 月 日		実 際 年 月 日			
事業の内容	当初計画した所要金額	実際に支出した金額			左の実績に対する財源	
		支払日	支払先	支払金額	当該資金	その他

第7-2号様式

(新設)

第7-2号様式(第13条関係)

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金事業完了確認報告書

年 月 日

高知県知事 様

住 所

融 資 機 関 名

代 表 者 職 氏 名

年 月 日付け 高水政第 号で利子補給承認のありました事業については、  
事業の完了を確認しましたので、高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第13条の規定  
により報告します。

(注) 借入者より提出のあった別記第7-1号様式の写しを添えてください。

第8号様式（第15条関係）

第8号様式（第15条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金  
利子補給金請求書

年 月 日

高知県知事 様

住 所

融資機関名

代表者氏名

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第15条第1項及び利子補給契約書第5条の規定により、  
年度 半期の利子補給金 円を  
請求します。

内 訳

年度融資分	件	円
年度融資分	件	円
年度融資分	件	円
年度融資分	件	円
年度融資分	件	円
計	件	円

振込先金融機関名

預金種別・口座番号

口座名義人

第7号様式（第15条関係）

第7号様式（第15条関係）

年度高知県かつお・まぐろ漁業振興資金  
利子補給金請求書

年 月 日

高知県知事 様

住 所

融資機関名

代表者氏名

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱第15条第1項及び利子補給契約書第5条の規定により、  
年度 半期の利子補給金 円を請求  
します。

内 訳

年度融資分	件	円
年度融資分	件	円
計	件	円

振込先金融機関名

預金種別・口座番号

口座名義人



高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表